様式第３号（第８条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和７年７月４日

富岡土木事務所長　簱野　直広

工事（委託業務）番号	第 25-41371-0078 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（防災設備）

質　　問　　事　　項

1. 別記２　総合評価点評価基準（簡易型）において、P3 共通事項①企業の技術力（実績・経験等）に対する評価の「工事実績」過去５年以内の施工実績の評価点が、令和７年４月に改正されているはずですが従来のままとなっています。このままで良いのでしょうか。また、P4②配置技術者については改正された評価点となっています。

2. 特記仕様書の機器仕様書において、6.2 警報表示板（3）性能の力項（P10）に手元操作盤の操作によりとありますが数量・図面には記載がありません。

3. 特記仕様書の機器仕様書において、6.3 制御装置・副制御装置の（2）性能のア項（P12）に防災受信盤及び管理事務所等からの信号を受信しとありますが、富岡土木事務所の受信制御機からの監視制御信号を受信しと考えて良いでしょうか。

4. 特記仕様書の機器仕様書において、6.3 制御装置・副制御装置の（2）性能のサ項（P13）に伝送部（制御装置内蔵）と受信制御機とは、通信事業者アナログ専用回線１回線とありますが、通信事業者の専用線サービス終了が 2029 年３月 31 日となっています。
本工事完了後、約３年後には使用できなくなりますが、この仕様で問題ないでしょうか。
併せて、富岡土木事務所の受信制御機と相双建設事務所のモニター盤間の専用線サービスも同様に終了となります。

5. 別記２の総合評価点評価基準（復旧型）P.1※1 同種類似工事の具体的な内容表記で「トンネル防災設備工事」の同種類似工事についてお伺いします。
本工事は工事概要で「トンネル防災設備更新」とされていますが、設計図書を見ますと工事内容は防災設備のなかの非常通報設備です。しかし、上記のとおり同種類似工事についての内容は非常通報設備ではなく「トンネル防災設備工事」と広く定義されています。
　一方で、この工事の適用仕様書である「電気通信設備工事共通仕様書」のなかで第１３章　トンネル防災設備　第２節　には CCTV 設備を含むトンネル監視制御装置設

置工が含まれています。また、CCTV 設備の工事範囲には非常警報設備との連動調整を含む場合もあります。これらのことからトンネル監視制御設備である「トンネル CCTV 設備」については本工事の同種類似工事に該当すると考えられますがよろしいでしょうか。

6. 採用単価表の登録番号 F0025～F0027 は「EM-FCPEV」と記載がありますが、施工品質の観点から「EM-FCPEV-S」ではないのでしょうか。

7. 金抜設計書の頁０－００４０　施工　第０－００３０号表　主制御装置調整（２面目以降）で、２面目以降による補正は補正なしと記載がありますが、２面目以降による補正はしていないのでしょうか？

8. 金抜設計書の頁０－００１２　既設防災設備撤去について現地確認をしたところ、警報標示板ＴＳＣについて支柱を含め撤去されておりましたが、受注後の変更となるのでしょうか？

9. 特記仕様書及びシステム系統図において、遠方監視制御の回線種別が「通信事業者の専用回線」と記載されており、3.4kHz・50bit/s の表記となっております。
将来的にこの専用回線種別がなくなりますが、本工事においての機器製作仕様はこのままとし、その後協議変更となりますか、ご教示願います。

回　　答　　事　　項

１．工事総合評価方式の令和７年４月改正点は、県ホームページ（入札監理課）「福島県公共工事総合評価方式参加の手引き」P5 掲載のとおり「配置予定技術者の技術力における「工事成績」の評価区分のみが見直しになっています。

２．当該箇所について閲覧図書（zumen）に、手元操作盤の操作により警報表示板の表示制御が行える旨を追記いたします。

３．お見込みのとおりです。

４．本工事では、伝送部と受信制御機とは通信事業者アナログ専用回線１回線により接続することとしています。
なお、計画変更が生じる場合は、設計条件における福島県工事請負契約約款第１８条の協議対象となります。

５．お見込みのとおり、同種類似工事に該当します。

６．本工事においては、外部の通信ケーブルに影響を及ぼす負荷を想定していないため、EM-FCPEV を採用しています。
なお、設計条件に変更が生じた場合は、福島県工事請負契約約款第１８条による協議対象とします。

７．施工第０－００３０号表の２面目以降による補正は「補正あり」です。
よって、表記の訂正をいたします。

８．警報標示板ＴＳＣについては金抜設計書のとおりに撤去することとしますが、施工条件の不一致が判明した場合は福島県工事請負契約約款第１８条による協議の対象とします。

９．本工事では、システム系統図のとおり遠方監視制御の回線種別は通信事業者専用回線３．４ｋＨｚとしています。
なお、計画変更が生じた場合は、設計条件において福島県工事請負契約約款１８条による協議対象となります。